

6-64

170

昭和二十六年三月十四日

口立大学校長 南原繁

大學設置審議会長 和田小六殿

学士号の種別について

この件について昭和二十六年一月九日体文管委員会を以て御聴会がありまして、当聴会は去る三月十日理事会を開き十分審議した結果に基き左記の通り意見を提出いたします。

記

(1) 結論(費委員会案)に対する賛否とその理由

「否」

(4) 新制大学の基本的性格から四種類の学士号が適当なりと主張する理由に反対、
学校教育法第52条に「大学は學術の中にとて廣く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道徳的及応用能力を養成させることを目的とする」とあって新制大学は深く専門の學芸を教育するという基本的な性格において旧制と変りなく唯從来よりも一般教育を重視したる點において变化あるに過ぎない学士と称するためには履修すべき単位数一一〇の内、三分の二のみが一般教養に関する科目であることを思ふ。この系列が人文、社会、自然の三つに分かれていることから之を全体に及ぼし学士号に文科、理科、社会、社会科、學芸の四つの名稱を採用することは新制大学の本質的性格の変化をさへ思はせる恐れがあるから反対である。

尚日本の現状殊に経済状態において新制六、三、三、四最後の四年制大学において専門教育としての完成をしなければならない若し大学院のマスターコースの修了を以て旧制の大学に代るようなら更にそれはならない旨である。

(1) 学士号において新旧両大学に判然とする区別あることか新制大学より特質を明かにする所以であるといわれるとこれは新制大学の一般教養を重視する真を重んじて過大に表現する結果より基本的な専門分野を却つて不完全未完成なりと思はしめ延りては一般社会に対して学士号を表示するに至る恐れがあるから反対である。

(2) 学士号は修士博士の學位と相應して定めらるべきである。
新制大学の制度においても大学の課程にて修め専門の専門分野を更に深く精しく修める者が修士課程であり博士の課程であるから学士号の種別は此らと呼んで修められたければ共通して専門分野を適切に表示するものでなくてはならない、学士号だけが一般教養を示すことは実際もさうでないし、これを採ることに異議がある。

(2) 本協会の案とその理由

(案) 専門の体系によってその専門分野を表わすものとして大体現行の学士号の種類を標準としてこれを認め、専修専科課程の内容からこれによることか不適当

奉書

128

あるものがあるときは最速の上余り多くやらざる數の範囲で遺書なものを認めること。この査定は大學審議会が当ること。

(理由)

既に小委員会案に反対の理由として述べたところによつて自ら判然としていると思ふので要旨のみを記すこととするが即ち新制大學の基本的性質から學士号は序内の専門分野によつて適当に定めらるゝこと從來の通りであるべきであるからこそ新旧大學の評価が平等であるとの原則が維持せらるゝ正常な發展が期待される又旧制大學において從來の學士号が學部の名を冠してはいも含むか大体専門の専門分野を表示し永く社会に通用され社會的實際の要求にあつて今日に至つたことに鑑みこの名實共に伴う右の案を支持する所以である。